



2019年8月24日

各 位

会 社 名 株式会社エイチ・アイ・エス
代表者名 代表取締役会長兼社長 社長執行役員
グループ最高経営責任者 澤田 秀雄
(コード番号 9603 東証第一部)
問合せ先 取締役 連結財務・経理担当 中谷 茂
(TEL 03-6388-0707)

**ユニゾホールディングス株式会社株券等（証券コード：3258）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ**

株式会社エイチ・アイ・エス（以下「公開買付者」といいます。）は、2019年7月10日開催の取締役会において、ユニゾホールディングス株式会社（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部、証券コード：3258、以下「対象者」といいます。）の普通株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2019年7月11日より本公開買付けを実施しておりましたが、以下のとおり、本公開買付けが2019年8月23日をもって終了いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

株式会社エイチ・アイ・エス
東京都新宿区西新宿六丁目8番1号

(2) 対象者の名称

ユニゾホールディングス株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,759,700 株	一株	13,759,700 株

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（13,759,700 株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,759,700 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2019 年 7 月 11 日（木曜日）から 2019 年 8 月 23 日（金曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、3,100 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、株主の皆様からの応募がございませんでしたので、応募株券等の買付け等を行いません。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、2019 年 8 月 24 日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	0 (株)	0 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	0	0
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	16,395 個	(買付け等前における株券等所有割合 4.79%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	16,395 個	(買付け等後における株券等所有割合 4.79%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主の議決権の数	342,124 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者第42期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の対象者の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数（対象者第42期有価証券報告書に記載された2019年3月31日現在の単元未満株式7,900株に係る議決権の数である79個）を加えて、「対象者の総株主の議決権の数」を342,203個として計算しております。

(注3)「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
該当事項はありません。

② 決済の開始日
該当事項はありません。

③ 決済の方法
該当事項はありません。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

公開買付者は、本公開買付けの結果を踏まえた今後の方針について検討中であり、現時点において確定している事実はございません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社エイチ・アイ・エス（東京都新宿区西新宿六丁目8番1号）

株式会社東京証券取引所（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以上